

## 報告第1号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

訴えの提起調書

| 専決処分年月日          | 相手方       | 事件の概要   | 訴訟遂行の方針                  |
|------------------|-----------|---|--------------------------|
| 平成 25 年 12 月 2 日 | 足立区竹の塚在住者 | <p>区営住宅の名義人が死亡し、承継が認められないにもかかわらずに居住し続け、区営住宅の使用料相当額を支払わない相手方に対し、次のとおり請求するため、訴えの提起をした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物の明渡し</li> <li>2 平成 23 年 6 月 20 日から平成 25 年 10 月 31 日までの区営住宅使用料相当額の未収金 2,804,810 円の支払</li> <li>3 平成 25 年 11 月 1 日から明渡しの日までの家賃相当額の支払</li> <li>4 訴訟費用の支払</li> </ol> | 足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。 |
| 平成 26 年 1 月 10 日 | 足立区伊興在住者  | <p>区営住宅使用料の徴収に係る債務者に対して行った次の支払督促について、当該債務者から督促異議の申立てがあったことから、民事訴訟法第 395 条の規定に基づき、当該支払督促申立て時にあったものとみなされる訴えの提起をした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 未払使用料 602,200 円の支払</li> <li>2 支払督促申立て手続費用 4,700 円の支払</li> <li>3 訴訟費用の支払い（2 を除く）</li> </ol>  | 足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。 |
| 平成 26 年 1 月 10 日 | 足立区伊興在住者  | <p>区営住宅使用料の徴収に係る債務者に対して行った次の支払督促について、当該債務者から督促異議の申立てがあったことから、民事訴訟法第 395 条の規定に基づき、当該支払督促申立て時にあったものとみなされる訴えの提起をした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 未払使用料 1,462,900 円の支払</li> <li>2 支払督促申立て手続費用 7,700 円の支払</li> <li>3 訴訟費用の支払い（2 を除く）</li> </ol>  | 足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。 |